

地方公共団体における中小企業者のための官公需確保対策について

1. 関係法令等における地方公共団体の取り組みについて

(1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(2) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」※R4年度方針を抜粋

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実状に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

2. 島根県における官公需対策について

(1) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知徹底

- ・毎年度、上記方針が閣議決定されるのに伴い、市町村及び県関係機関に対してこの方針の趣旨に沿って中小企業者の受注機会の増大に配慮するよう要請
- ・中小企業者の官公需受注状況について 【図1、2】

(2) 官公需における県内中小企業者への優先発注等の要請

- ・市町村、県全機関及び県外郭団体に対して、官公需における県内中小企業者への優先発注を依頼
- ・官公需適格組合についても、市町村及び県関係機関に対して制度の改正を周知し、制度への理解を依頼

(3) 中小企業者への情報提供

- ①入札情報のホームページによる公開、入札参加資格申請書のインターネット配布
http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/
- ②島根県中小企業団体中央会が実施する情報提供事業に対して補助
 - ・中央会が実施する官公需の発注・落札情報等の情報収集及び中小企業者への情報提供を行う事業に対して補助金を交付（中小企業連携組織対策事業費補助金）
 - ・中央会は行政関係機関あてに発注計画を調査し、結果を中央会HPに掲載
<http://www.crosstalk.or.jp/kankokuju/kankokuju06.html>

図1-① 官公需契約総実績額の推移

(単位:百万円)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国総額	8,309,000	7,081,500	5,544,600	5,262,100	5,668,300	5,619,500	6,078,800	4,724,200	3,283,900	4,030,100	4,025,400	4,451,700	4,298,800	3,793,500	4,184,300	4,246,300	4,283,500	4,690,900	5,727,000	5,496,700
中国5県	691,394	627,429	566,960	542,897	495,546	414,891	404,953	490,422	411,025	425,843	464,405	488,281	442,971	377,247	433,312	396,581	461,968	469,767	481,500	
島根県	160,945	132,630	117,049	107,873	90,477	92,605	80,000	91,443	96,162	86,749	93,122	95,225	92,819	83,549	84,921	77,493	86,747	80,279	78,661	84,095

(平成14年度を100とした場合の%)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国総額	100%	85%	67%	63%	68%	68%	73%	57%	40%	49%	48%	54%	52%	46%	50%	51%	52%	56%	69%	66%
中国5県	100%	91%	82%	79%	72%	60%	59%	71%	59%	62%	67%	71%	64%	55%	63%	57%	67%	68%	70%	
島根県	100%	82%	73%	67%	56%	58%	50%	57%	60%	54%	58%	59%	58%	52%	53%	48%	54%	50%	49%	52%

官公需契約総実績額の推移

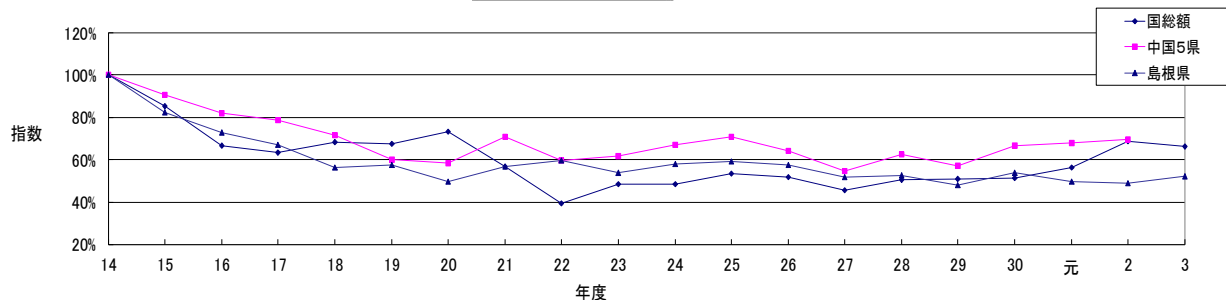


図1-② 中小企業向け官公需契約実績額の推移

(単位:百万円)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国総額	3,904,000	3,342,900	2,429,300	2,307,900	2,461,100	2,554,000	2,590,400	2,479,100	1,718,100	2,121,300	2,165,300	2,448,700	2,310,000	2,108,000	2,349,000	2,319,500	2,419,400	2,851,200	3,551,400	2,939,400
中国5県	552,022	513,438	461,464	455,617	406,864	328,117	322,240	396,932	340,673	339,839	383,439	412,816	364,427	310,331	318,401	297,656	371,950	388,201	399,900	
島根県	148,014	121,302	105,997	95,552	77,882	75,615	72,458	80,317	84,414	77,868	77,529	84,447	83,471	74,585	69,187	68,231	75,903	71,529	75,479	64,301

(平成13年度を100とした場合の%)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国総額	100%	86%	62%	59%	63%	65%	66%	64%	44%	54%	55%	63%	59%	54%	60%	59%	62%	73%	91%	75%
中国5県	100%	93%	84%	83%	74%	59%	58%	72%	62%	62%	69%	75%	66%	56%	58%	54%	67%	70%	72%	
島根県	100%	82%	72%	65%	53%	51%	49%	54%	57%	53%	52%	57%	56%	50%	47%	46%	51%	48%	51%	43%

中小企業向け官公需契約実績額の推移

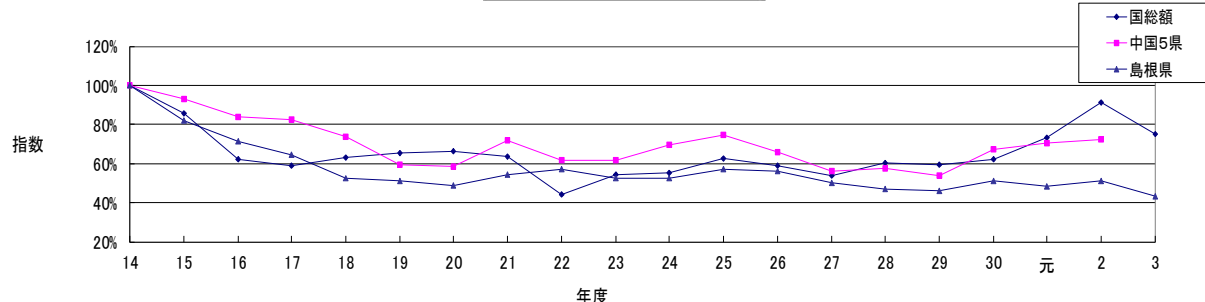


図2-① 官公需に占める中小企業者推移(比率)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
国総額	47.0%	47.2%	43.8%	43.8%	43.4%	45.5%	42.6%	52.5%	52.3%	52.6%	53.8%	55.0%	53.7%	55.6%	56.1%	54.6%	56.5%	60.8%	62.0%	53.5%
中国5県	79.8%	81.8%	81.4%	83.9%	82.1%	79.1%	79.6%	80.9%	82.9%	79.8%	82.6%	84.5%	82.3%	82.3%	73.5%	75.1%	80.5%	82.6%	83.1%	
島根県	92.0%	91.5%	90.6%	88.6%	86.1%	81.7%	90.6%	87.9%	87.8%	89.8%	83.3%	88.7%	89.9%	89.3%	81.5%	88.0%	87.5%	89.1%	96.0%	76.5%

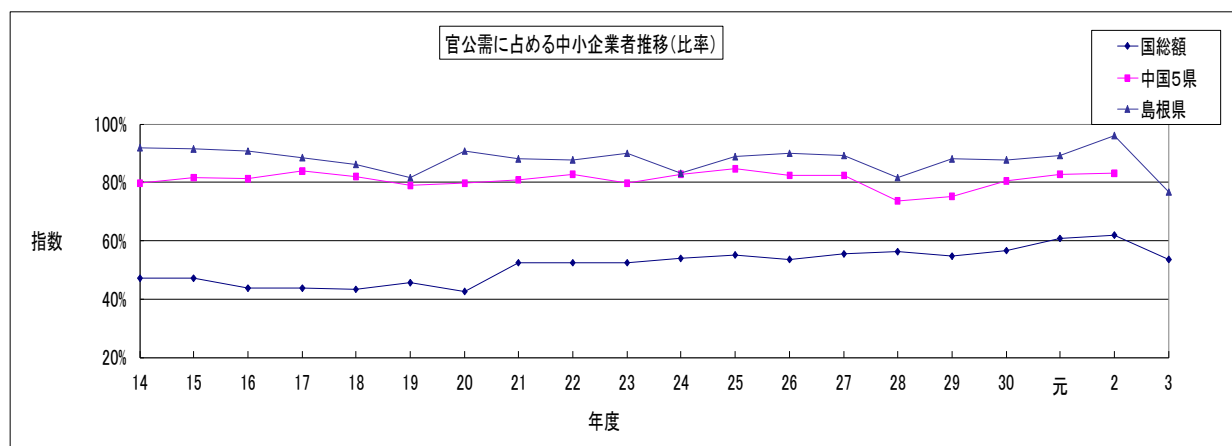


図2-② 官公需に占める新規中小企業者推移 (比率)

年度	28	29	30	R元	2	3
島根県	0.30%	0.15%	0.08%	0.17%	0.18%	0.08%

中小第 1 1 8 4 号
令和 4 年 3 月 2 日

本庁各課（室・センター）長
県議会事務局総務課長
教育庁各課長
警察本部各課長
企業局総務課長
病院局総務課長
各行政委員会（委員）事務局長
各地方機関の長
教育庁各地方機関の長
各県立学校長
各警察署長

様

商工労働部長
（中小企業課）

県内中小企業者への優先発注について（依頼）

中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」が平成 27 年 12 月 1 日に公布・施行されています。

本条例では、県が工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めることとされています。

この趣旨を踏まえ、県内中小企業者への優先発注について下記のとおり依頼しますので、事業の執行にあたりご検討いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている直近の資材調達や流通コスト高騰など最新の需給状況や市場価格等にも十分に配慮し、その都度、適正な価格水準での発注となるよう、執行に際してご留意ください。

なお、各関係団体代表者には、別添のとおり依頼しています。

記

1. 県内中小企業者への優先発注

(1) 官公需については、県内中小企業者に優先発注すること。

- (2) 物品及び一部の役務（庁舎の清掃業務、警備業務等）の発注にあたっては、「島根県物品又は役務の調達に係る一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」（平成28年2月23日付け総務部長、商工労働部長、出納局長通知）の規定によること。

（要綱の概要）

物品及び一部の役務（庁舎の清掃業務、警備業務等）にかかる一般競争入札、指名競争入札、随意契約において、

- ① 原則として、「県内に本店を有する者」を要件とする。
- ② ①によって競争性の確保が図られない場合は、「県内に本店、支店又は営業所を有する者」を要件とする。
- ③ ②によっても競争性の確保が図られない場合は、要件を設定しない。

※ 県内に本店、支店又は営業所を有することは、入札参加資格者名簿の「本社住所」「委任者住所」「県内営業所」欄で確認すること。

- (3) 再委託を認める場合は、仕様書等に次の内容を明記すること。
「業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託の相手方は県内に事業所を有する者とする。ただし、設備面等から適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。」
- (4) 総合評価方式による一般競争入札及び指名競争入札の実施にあたっては、県内に事業所を有することを評価項目に導入すること。
- (5) 官公需適格組合の受注の機会の増大に努めること。

2. 発注にあたっての留意事項

<発注時期・方法等>

- (1) 県内中小企業者の受注機会の安定・確保を図るため、早期の発注や発注の平準化に努めること。
- (2) 発注に際して、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公平性等に反しない場合は、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること。
- (3) 中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮すること。

<適正な積算と納入条件等>

- (4) 物品等の納入場所、納入方法、納入回数等の納入条件等について、明確なものとするよう努めること。
- (5) 発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めること。また、当該財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めること。
- (6) 予定価格の設定に際しては、適正な価格での発注に努めること。

例) 物品等の取り付け費用・運搬費等を適切に含むこと

物流コストの変動幅が大きい場合、原油価格の動向等を勘案すること。

原材料コストの変動等を勘案すること

人件費の積算においては、社会保険料相当額を適切に算定すること など

<その他>

(7) 印刷物の発注にあたっては、別添「印刷物の発注に係る留意事項」によること。

(8) 企画提案競技（コンペ）の実施に際しては、別添「企画提案競技（コンペ）実施に係る留意事項」によること。

3. 県が交付する補助事業について

補助事業者に対し、補助事業の実施に際して県内中小企業者へ発注するよう働きかけること。（補助金交付要綱等に「補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努める」旨の規定を設ける等）

【参考】

○ 官公需とは、国・地方公共団体等による物品の購入、印刷製本等製造の請負発注、サービス提供の受領、工事発注等をいいます。

○ 「中小企業者」の定義

- ・会社にあつては、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を満たすもの。
- ・個人にあつては、「常時使用する従業員の数」の要件を満たすもの。

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業・建設業・運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(官公需法第 2 条第 1 項及び同法施行令第 1 条より)

○ 官公需適格組合とは

中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等のうち、官公需の受注に熱心であり、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で、中小企業庁から証明を受けたもの。

出雲地区プロパンガス供給事業（協）、島根県石油（協）、松江地区生コンクリート（協）、（協）建設技術センター、出雲地区生コンクリート（協）、島根県ビルメンテナンス（協）、安来建設事業（協）(R3.12月末現在 7組合)

問い合わせ先：団体グループ
担当：三島・萬代
Tel : 0852(22)6243 FAX : 0852(22)5781
E-mail : keiei@pref.shimane.lg.jp

印刷物の発注に係る留意事項

1. 印刷物の発注に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約においては、原則として、「県内に本店を有する者」を要件とすること。

2. 仕様書等に、次の内容を明記すること。

- (1) 次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、(イ)の再委託の相手方について、設備等の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。
- (ア) 受注者自らが業務を行う場合は、県内に生産設備を保有する者であること。
 - (イ) 再委託をする場合は、再委託の相手方は、県内に事業所を有し、かつ生産設備を保有する者であること。
- (2) 別紙1「印刷物発注に係る報告書」を落札者決定から2週間以内に提出すること。

3. 企画提案競技(コンペ)の実施に際して、印刷物等の再委託に出す場合は、県内中小企業者への発注を要請すること。ただし、設備の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。

4. 印刷物については、イラスト・デザイン・レイアウトなど著作権に関わる人が多いと見込まれるため、次の点に留意し、その財産的価値に配慮すること。

- (1) 著作権の一律の権利譲渡や二次利用が、調達目的の達成のために本当に必要なかを十分に検討すること。
- (2) 必要と判断した場合には、著作物の譲渡範囲及び利用範囲(目的、期間)が明記された仕様書により見積りを依頼すること。
- (3) 契約書等は著作権の財産的価値に十分に配慮した内容とすること。例えば、一律に「著作権を無償で譲渡・利用する」旨の記載をしないこと。
※納品物の電子データ(所有権)についても、著作権と同様に、その財産的価値に配慮すること。

5. 印刷物における「生産設備」について

○以下、入札参加資格者名簿で確認ができます。

- ・「県内DTP設備」「印刷設備(カラー)」「印刷設備(モノクロ)」「印刷設備(プリントオンデマンド)」「製本設備」欄
- ・工場所在地は「県内工場」欄

○入札に当たっては、入札参加資格者名簿で当該印刷物の主要部分を製造する設備

を県内に有しているか確認してください。

【生産工程とそれぞれの工程に必要な生産設備】

生産工程	プリプレス工程	印刷工程	製本工程
必要な設備	D T P 設備	印刷設備（カラー） 印刷設備（モノクロ） 印刷設備（プリントオン デマンド）	製本設備

【生産設備と発注案件の仕様】

- ① D T P 設備／プリプレス工程のみで生産が完結する仕様の案件
例) デザインデータ制作、ロゴマーク制作、web コンテンツ制作など
- ② 印刷設備（カラー）／カラー印刷物を製造する仕様の案件
- ③ 印刷設備（モノクロ）／モノクロ印刷物を製造する仕様の案件
- ④ 印刷設備（プリントオンデマンド）／少部数で短納期、簡易な印刷物を製造する仕様の案件
- ⑤ 本設備／無線綴じ製本、中綴じ製本など

※ 「D T P 設備」とは

- ・ D T P (Desktop publishing) とは、コンピュータと専用のソフトウェアを使用して、原稿作成・編集・デザイン・レイアウト等の作業を行い、版下データを作成又は出力するまでの作業をいう。
- ・ D T P 設備とは、この作業を行うための設備をいい、印刷を主事業とする事業者だけでなく、デザイン、企画会社でも保有していることが多い。

※ 「印刷設備（プリントオンデマンド）」とは

- ・ プリントオンデマンドとは、少部数短納期の印刷物を作成するための主にデジタル印刷機のことをいい、コンピュータで作成したデータを印刷用の版を作製することなく直接紙に出力することができる。

島根県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印刷物発注に係る報告書

印刷物発注に係る状況について報告します。

なお、この報告書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 設備の所在地等

島根県内にある工場について、所在地、設備の有無を記入してください。

工場所在地	
設備の有無	D T P 設備 (有・無) 印刷設備・カラー印刷機 (有・無) ・モノクロ印刷機 (有・無) ・プリントオンデマンド機 (有・無) 製本設備 (有・無)

2. 業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）の有無について、いずれかに○をしてください。

① 業務の再委託を行わない。【①を選択された場合は、設問3、設問4への回答は不要です】

② 県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備を保有する事業者へ業務の再委託を行う。

【②を選択された場合は、設問3に回答してください】

③ 上記②以外の事業者へ業務の再委託を行う。（3者以上の事業者に照会した結果、設備の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合）【③を選択された場合は、設問4に回答してください】

3. 設問2で②を選択された場合

再委託先について以下のいずれかの方法で報告してください。

① 事業者名・電話番号・住所の記入

② 「〇〇契約に係る再委託事業者番号対応表」による番号の記入（事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与える懸念があると考えられる場合等）

事業者名		TEL	
住 所			

4. 設問2で③を選択された場合

照会された事業者3者（県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備を保有する事業者に限る）について以下のいずれかの方法で報告してください。

① 事業者名・電話番号・住所の記入

② 「〇〇契約に係る再委託事業者番号対応表」による番号の記入（事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与える懸念があると考えられる場合等）

事業者名		TEL	
住 所			
事業者名		TEL	
住 所			
事業者名		TEL	
住 所			

※上記3又は4で「〇〇契約に係る再委託事業者番号対応表」による番号の記入を選択される場合は、対応表を発行しますので、島根県中小企業課（Tel 0852-22-6243）までご連絡ください。（番号は、契約ごとに異なるものとなります。）

企画提案競技（コンペ）実施に係る留意事項

1. 企画提案競技（以下「コンペ」という。）の定義
企画力、独創力等が求められる事業であって価格競争になじまない場合に、事業の企画案を競わせること
2. 説明会の開催
コンペを実施する者は、参加指名事業者に対して説明会を開催し、次に掲げる事項を明らかにする
 - （1）事業の目的、概要
 - （2）知的財産権の取り扱い
 - （3）事業予算、コンペ参加料の額
 - （4）審査方法、評価ポイント
3. コンペの対象事業
コンペの対象事業としては概ね次の事業が考えられる
 - （1）イベントの実施
 - （2）印刷物、看板類、ビデオの制作
 - （3）テレビ・ラジオのスポット、番組の制作
4. コンペ参加料
 - （1）参加した事業者のうち、企画案が採用されなかった者に対し、コンペ参加料を支払う
 - （2）コンペ参加料の算定に当たっては、企画案作成作業の特異性、困難性に十分配慮する
5. 企画案の作成日数
企画案の作成日数については、適正な期間を確保する
6. 結果の公表
採用する企画案を決定次第、速やかにその旨を参加事業者に通知する
7. コンペで提案された企画案の知的財産権
提案された企画案の知的財産権は当該企画提案者に属する
8. コンペで提案された企画案の取扱い
提案された企画案は、結果公表後速やかに当該企画提案者に返却する